

仕 様 書

本仕様書は、大阪市淀川区役所が受注者に委託する映画上映業務委託について、業務内容等を示すものであり、受注者はこれに基づき業務を遂行するものとする。

委託事業名

淀川区における人権啓発推進事業（淀川区人権映画上映会）上映業務委託

事業目的・対象

区民（子どもから大人まで）主に学校園の小中学生を対象に、親しみやすい内容で人権問題について、身近に感じてもらい、考える機会を提供することを目的に、映画の上映会を実施する。

契約期間

契約締結日から令和 7 年 11 月 5 日（水）まで

映画会開催日時・会場

令和 7 年 11 月 1 日（土）13 時 30 分～15 時 30 分（開場 13 時 00 分）

※上映 1 回

大阪市淀川区野中南 2-1-5 淀川区民センター1 階 ホール

委託業務内容

- (1) 映画の上映 出張映画上映（来場予定者数 400 名）
 - ・上映権付（著作権法第 22 条の 2 に基づく）日本語字幕あり
映像ソフトのレンタル
 - ・映写機器、音響機器のレンタル
 - ・映写機器、音響機器の設置、調整、上映作業に係る映写技師の派遣

上映する映画

：「マイ・エレメント」

※日本語吹替え、聴覚障がい者のための日本語字幕必須。

：「うしわかまるの自分らしく生きること」別紙参考

※映像ソフトは当方で用意するものを上映すること

- (2) 上映に関する機材等一式の調達・設置及び技術者の派遣

上映機材及び音響機材は、受注者の責任において調達・設置及び操作し、また本業務実施にかかる経費も負担すること。

- (3) その他

ア 上映回数 1 回、定員 400 名

イ 準備・設営は、当日 11 月 1 日（土）9 時 30 分～12 時 30 分の間に行うこと。

- ウ 撤収は、当日映画会終了後から当日 17 時 00 分までの間に行うこと。
- エ 業務責任者を置くこと。業務責任者については、必ず区役所との打ち合わせに参加させること。当業務当日の連絡事項は業務責任者を通じて行うものとする。
- オ 発注者が作成する広報物「周知用ポスター・チラシ（A 4 版両面）、区広報誌、区ホームページ等」に使用するため、可能な範囲で受託者が、著作権者から許諾を受けた画像データを提供すること。

適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (2) 仕様書に明示のない場合、また疑義が生じた場合は、当区担当職員と協議するものとする。

業務責任者

- (1) 業務責任者は次の業務を行うこと。
 - ア 業務内容を熟知のうえ業務従事者を指揮・監督し、迅速かつ円滑な業務の遂行を図ること。
 - イ 委託業務に関連する事項について当区担当職員と連絡調整を図ること。
- (2) 発注者は業務に関する指示を業務責任者に対して行うこととする。

業務従事者

- (1) 原則として、委託業務を履行するために必要かつ十分な知識・技能を有する者であること。

備品の貸与等

- (1) 委託業務の履行に必要な備品及び事務用品等について、当区担当職員が認めた範囲で受注者に貸与するものとする。
- (2) 貸与された備品等については、委託業務以外の使用及び業務履行場所以外への持ち出しは禁止する。

報告等

- (1) 委託業務が完了したときは、遅滞なく業務完了届を当区担当職員へ提出すること。
- (2) 円滑な業務の履行に反する事実があった場合は、原因等について調査を行い、報告書を作成して当区担当職員へ提出すること。

支払方法

本業務の履行完了後、検査に合格した場合は、業務委託料相当額について、受注者の請求により支払うものとする。

その他

- (1) 別紙添付の特記仕様書・特記事項を遵守すること。
- (2) 委託業務履行にあたっては、守秘義務の重要性を十分理解し、履行時に知り得た事項を他に漏らさないなど個人情報保護につとめること。
- (3) 本仕様書に疑義があるときは当区担当職員によく問い質し、その内容を熟知のうえ応募するものとする。

- (4) 契約後における仕様書の疑義は、当区の解釈によるものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、当区担当職員と協議のうえ決定すること。
- (6) 受注者は、著作権法等その他の法令を遵守し、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

担当

淀川区役所 市民協働課 担当者：表西・小玉

〒532-8501 大阪市淀川区十三東 2-3-3 4階 41 番窓口

TEL.06-6308-9416 FAX.06-6885-0535

LGBTQ+ 教育アニメーション

うしわかまるの

じぶん い
自分らしく 生きること

文部科学省
選定作品

上映時間 10分
DVD 65,000円(税別)

(幼児・小学生向け)

字幕版
も収録!!

より効果的に
視聴できます

企画・製作
(株)ドラコ

バリアフリー 字幕選択式

うしわかまるの 自分らしく 生きること

内容

お花が大好きなカー太郎は、中吉にからかわれて傷つきます。男の子なのに、僕って変なのかなあ。無理して男の子らしく振る舞おうとしますが、野に咲くさまざまな花のように、**人もみんな違っていいんだ**と気がつきます。



牛若丸たちはサッカーに夢中ですが、カー太郎は花の絵を描くの夢中です。



中吉に「**男が花の模様**、つけてら」とばかにされてカー太郎は、深く傷つきました。



男なのに、花が好きなんて、僕は変なのかな。カー太郎は悩みます。



カー太郎を弱虫と馬鹿にする中吉は、小梅から「強いて、**人をいじめていい気分**になることじゃない」と言われます。



井戸に落ちた中吉をどうしたら助けられるか。カー太郎の機転で、縄を作り助けることができました。



野に咲く花のように、**みんな違って、みんなすごいんだ**と4人は気がつきました。

取扱店

株式会社 教配

〒190-0012

東京都立川市曙町2-36-2 ファーレ立川センタースクエア
TEL 042-518-9774(代) FAX 042-518-9785

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

不適正な契約事案の再発防止対策にかかる特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに、発注者の淀川区役所総務課（連絡先：06-6308-9925）に報告しなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（淀川区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（淀川区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

（１）委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第３項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の特記事項第 3 項及び第 4 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。

ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

- (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
- (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ

電 話：０６－６６１５－７９６５

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること